

春日井市一般廃棄物可燃ごみ等運搬業務委託

公募型プロポーザル実施要領

春日井市環境部クリーンセンター

1 事業の概要

(1) 件名 春日井市一般廃棄物可燃ごみ等運搬業務委託

(2) 目的

本業務は、春日井市クリーンセンター第2工場基幹的設備改良工事により処理できない一般廃棄物可燃ごみについて、春日井市クリーンセンターから近隣の市・組合の清掃工場への運搬及び当市の可燃ごみの処理により発生する焼却灰を処理施設に運搬することについて、計画を作成し、実施するものです。

(3) 業務内容

ア 近隣市・組合の清掃工場の受入条件に併せ、市の指定する可燃ごみの搬出と焼却灰の運搬について、運搬計画を作成する業務

イ アの運搬計画どおり車両を手配し、可燃ごみを運搬する業務

ウ 当市の可燃ごみより発生する焼却灰を近隣市・組合から内津北山最終処分場又は愛知臨海環境整備センターへ運搬する業務

※詳細は、春日井市一般廃棄物可燃ごみ等運搬業務委託仕様書に記載する。

(4) 期間

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

(5) 事業限度額

春日井市一般廃棄物可燃ごみ等運搬業務 32,360,000 円

※事業限度額は、可燃ごみ及び焼却灰の搬出予定量に対してのものです。搬入実績に応じて精算します。

2 参加資格要件等

本業務に参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より更生計画に許可認可を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、裁判所より更生計画に許可認可を受けていること。
- (4) 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日）に基づく排除処置を受けていないもの。
- (5) 協力事業者を置く場合は、再委託をしないこと。
- (6) 一般廃棄物又は産業廃棄物運搬業の許可があり、廃棄物運搬又は管理の実績を有すること。

3 選定手続きのスケジュール（案）

現段階において想定するスケジュールは以下のとおりとする。

令和 7 年 5 月 14 日	参加申込書提出期限
〃 〃 4 月～ 5 月 14 日	質問受付期間
〃 〃 5 月 16 日	質問に対する回答
〃 〃 5 月 23 日	提案書提出期限
〃 〃 6 月上旬	審査委員会（書類審査・ヒアリング）
〃 〃 6 月上旬	審査結果通知
〃 〃 8 月上旬	契約の締結

4 参加申込

(1) 提出書類及び部数

ア 提出書類

参加申込書（様式-1）、会社概要書（様式-2）、業務実績書（様式-3）

イ 提出部数

原本 1 部、写し 2 部

ウ 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書（提出日時点で発行日から 3 か月以内のもの）

エ 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書）

国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する次の書類（直近 1 年度分）

(ア) 国税（法人税、消費税及び地方消費税等）

(イ) 都道府県民税（法人都道府県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）等）

(ウ) 市町村民税（法人市町村民税、軽自動車税等）

※ 参加申出書提出時に春日井市入札参加資格者名簿への登録がある場合は、上記ウ及びエの提出を省略することができる。その場合、会社概要書（様式-2）の春日井市入札参加資格者名簿業者登録番号記入欄に業者登録番号を記入すること。

(2) 提出方法

春日井市環境部クリーンセンターへメール・持参、又は郵送とする。メールの場合は、メール送信後、必ずメールの受信の確認を取ること。郵送の場合は、配達証明を付けること。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に受け付ける。

(3) 提出先

〒480-0304 愛知県春日井市神屋町 1 番地 2

春日井市環境部クリーンセンター

電子メール：clean@city.kasugai.lg.jp

(4) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）正午（必着）

(5) その他

参加申込書提出後の辞退については、提案書提出前までに辞退する旨の届出書（任意様式）を提出すること。

5 質問・回答について

提出書類及び仕様書に関する質問は、以下のとおりとすること。

(1) 提出書類

質問書（様式-4）に記載して提出すること。

(2) 提出先・方法

春日井市環境部クリーンセンター

電子メール：clean@city.kasugai.lg.jp

FAX：0568-88-6260

※電子メール及びFAXで提出する場合は、送付後に確認の電話をすること。

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）正午（必着）

(4) 回答

令和 7 年 5 月 16 日（金）までに HP に掲載します。

6 提案書等の提出

参加申込をしたものは、次に示すとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務提案書

メールの場合は、提案事業者の社名を伏せているもの、伏せていないもののそれぞれのデータを分けて送信すること。

紙媒体で提出する場合は、原本 1 部、写し 10 部。（写しは全て提案事業者の社名を伏せること。）

① 提案内容〈任意様式〉（A4 は 4 ページ、A3 は 2 ページまでとする。）

② 業務実施体制〈様式-5〉

イ 見積書

任意様式で 1 部。ただし、仕様書に記載のとおり予定数量に従い、運搬場所への搬出単価も記載すること。また、運搬予定数量が 0 の項目についても単価を記載すること。

(2) 提出方法

春日井市環境部クリーンセンターへメール・持参、又は郵送とする。メールの場合は、メール送信後、必ずメールの受信の確認を取ること。郵送の場合は、配達証明を付けること。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日

を除く午前8時30分から午後5時15分の間に受け付ける。

(3) 提出先

〒480-0304 愛知県春日井市神屋町1番地2

春日井市環境部クリーンセンター

電子メール：clean@city.kasugai.lg.jp

(4) 提出期限

令和7年5月23日（金）正午（必着）

(5) 留意事項

ア 1者につき1件までの提出とする。

イ 提案書の再提出及び記載内容の変更は認めない。

【参考】提出書類・提出期限・必要部数一覧

書類名	様式	提出期限	必要部数 (紙で提出の場合)
参加申込書	様式-1	5月14日（水） 正午	メール又は 原本1部 写し2部(※)
会社概要書	様式-2		
業務実績書	様式-3		
質問書	様式-4	5月14日（水） 正午	
業務提案書	任意様式	5月23日（金） 正午	メール又は 原本1部 写し10部(※)
業務実施体制	様式-5		
見積書	任意様式		

7 審査基準

評価項目と配点は次のとおりとする。

NO	評価項目	評価基準	配点
1	同種業務受注実績	自治体の同種業務の受注実績	5
2		自治体以外の同種業務の受注実績	5
3	運搬管理業務	管理体制の配置人数が充実しているか。	15
4		業務を遂行するにあたり適切な管理方法となっているか。	10
5		安全対策が充実しているか。	10
6	可燃ごみ及び焼却灰	車両台数が充実しているか。	15
7	運搬業務	効率的な車両を選定しているか。	10
8	見積額	適切な費用を算出しているか。	10
9	ヒアリング	説得力のある説明か。 質問に対する応答は明快かつ適切か。	20
合計			100

8 審査方法

提案書等の審査は、次に示すとおり審査を実施して、最も優秀と思われる提案者を契約予定者とする。

なお、1 者の場合でも実施する。

この審査において、最低基準点を 55 点とする。

(1) 書類審査

参加申込者が 5 者以上だった場合、提案書等の提出書類を審査基準に基づき上位 5 者を選定する。

(2) ヒアリング

書類審査で選定された者について、ヒアリングを実施する。ヒアリングは説明時間を 10 分、質疑を 10 分とする。なお、参加申込者が 1 者のみの場合はヒアリングを省略する。

審査結果は、HP に掲載する。

ア 開催日 令和 7 年 6 月上旬（参加申込者に別途通知します。）

イ 開催場所 春日井市クリーンセンター 3 階大研修室

ウ 時間 参加者に個別に通知する

エ 説明者・質疑回答者は、原則担当する者 1 人が対応すること。

オ 説明内容は、提案書について行うこと。

カ 機材は、市が用意したプロジェクターとスクリーンを使用すること。

キ 不測の事態により、ヒアリングに参加できない場合は、事前に市の担当者に連絡のうえ、指示を仰ぐこと。

ク 審査の経緯に関する質問には一切応じない。

9 仕様の調整及び契約締結

- (1) 審査委員会で決定した契約予定者と、採用を決定した提案内容に基づき、仕様の調整を詳細に行う。
- (2) 仕様書の決定後、契約予定者から改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ、契約締結する。
- (3) 契約予定者との契約が不調になった場合、次点者と交渉を行う。

10 無効となるプロポーザル

- (1) 提出書類に不備や虚偽がある場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) ヒアリングを欠席した場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる場合
- (5) 見積額が予定額を超える場合
- (6) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (7) 審査委員と不正な接触をした場合
- (8) 参加申込者すべてが最低基準点を下回る場合
- (9) その他、本要領に違反した場合

11 提出書類作成上の留意事項

(1) 業務実績書（様式-3）

- ア 平成 26 年度以降に自治体おける一般廃棄物の運搬及び運搬管理の業務実績
イ 平成 26 年度以降に自治体以外の一般廃棄物の運搬及び運搬管理の業務実績

(2) 業務提案書

業務提案書の写しについては、社名等がわからないようにすること。（表紙や提案書の中から社名やロゴ等を消すこと。）

ア 近隣市・組合へ搬出する可燃ごみは、1ヶ月前までに他の市・組合の搬出計画を作成し提出します。その後、他の市・組合からの回答により流動的な配車管理が必要になります。また、災害・事故等により、直近で搬出先が変更となる場合があります。このような配車管理を適切に対応できるような、業務管理方法を記載ください。

イ 運搬業務に使用する車両の台数、大きさ、積載量を記載してください。

ウ 交通事故を防止するための、対策を記載してください。

(3) 業務実施体制

ア 本業務に関わる者の人数をすべて記載すること。その際に、必要に応じて枠を修正すること。

イ 担当する業務欄には、業務内容を詳しく記載すること。

ウ 市側との窓口を記載すること。

エ 体制の特徴は具体的に記載すること。

(4) 見積書

本業務における見積書を提出すること。また、見積書は運搬管理費、可燃ごみ運搬費の内訳を分けること。なお、運搬費については搬出重量で費用が変わるため、1ト当たりの価格を明示すること。

12 その他

(1) プロポーザルに要した費用は、申込者の負担とする。

(2) 参加申込書及び提案書等の虚偽を記載した場合は、失格とする。

(3) 提案書その他提出資料は返却します。なお、受託者以外のデータについては、速やかに抹消します。

(4) 選考において、参加事業者から提出された書類について、春日井市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例で定める非公開情報を除き公開する。

〈問い合わせ先〉

春日井市環境部クリーンセンター

住所：春日井市神屋町1番地2

電話：0568-88-0247

Mail：clean@city.kasugai.lg.jp